埋蔵文化財取扱いの手引き（令和８年度版）

「埋蔵文化財」とは土地に埋蔵されている文化財のことで市域の約60%が「周知の埋蔵文化財包蔵地」(『八尾市埋蔵文化財分布図(令和８年度版)』を参照)で、多くの集落や古墳等の遺跡があります。

埋蔵文化財を保護するため、包蔵地内の土木・建築工事の際に、**文化財保護法第93条による届出**が義務づけられており、大阪府教育委員会の指示を受けることになっております。**事前協議及び建築確認申請の前に**「埋蔵文化財発掘届出書」を提出してください。

また、「埋蔵文化財包蔵地外」であっても届出が必要な地域がありますので、別途『**埋蔵文化財包蔵地外での埋蔵文化財取扱いの手引き**』をご確認ください。

※分布図・届出様式(pdf)は、市HP〔https://www.city.yao.osaka.jp〕「文化・ｽﾎﾟｰﾂ・ｲﾍﾞﾝﾄ」＞文化・芸術・歴史＞歴史・文化財＞「埋蔵文化財の手続き」(ページID：1011404)に掲載しておりますのでご利用ください。

１．文化財保護法に基づく**「埋蔵文化財発掘届出書」**を提出（**工事着手の６０日前まで**）

【提出書類】埋蔵文化財発掘届出書（押印不要）……２部

添付図面：１)付近見取図　２)工事配置図
３)基礎断面及び基礎伏図（地盤改良等がある場合は、地盤改良等の詳細図）
４)その他埋設物断面図：浄化槽や防火水槽等（Ａ４版を基本とする）
５)各階間取り図（工事目的が「個人住宅」の場合）
工事着手届（押印不要）……１通

※届出後、基礎構造等の設計変更がある場合、「埋蔵文化財発掘届出書」の再提出が必要です。

２．埋蔵文化財発掘届出書の内容に基づき、下記の分類により調査の判断をします。

①慎　重　工　事　埋蔵文化財に影響がありませんので、慎重に工事を施工してください。

②立　会　調　査　埋蔵文化財に及ぼす影響が軽微と判断されますので、工事の際に当課職員が立会い、埋蔵文化財の有無を確認します。調査日程は、**工事着手の約１週間前まで**に下記**(埋文担当)**まで連絡をお願いします。

③遺構確認調査　埋蔵文化財の遺構・遺物等の有無を確認し、その時代や内容を把握するため、当課職員が遺構確認調査を行い、**④発掘調査**の要否や範囲について、判断します。

④発　掘　調　査　**③遺構確認調査**の結果、『(1)工事等により埋蔵文化財が損壊される場合　(2)掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事等によって埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合　(3)恒久的な工作物を設置する場合』、事業主の費用負担による発掘調査が必要です。発掘調査の時期・期間・方法・費用等の協議をふまえた発掘調査実施のための契約を締結した後、調査に着手します。

３．事前協議ならびに建築確認申請の裏書きについて

①慎重工事、②立会調査 ⇒ 裏書き。

③遺構確認調査 ⇒ 遺構確認調査についての協議後、協議結果を裏書き。

④発掘調査 ⇒ 発掘調査実施の契約が完了（発掘調査の終了）後、協議結果を裏書き。

文化財保護法第93条より抜粋

「土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合には、発掘に着手しようとする日の**６０日前までに**文化庁長官に届け出なければならない。」

「２　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は（中略）埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。」

八尾市文化財保護条例第30条より抜粋

「２　何人も埋蔵文化財を発見したときは、その旨を届け出るとともに、古墳その他埋蔵文化財の包蔵が周知されている土地の保全に努めなければならない。」

「３　周知の遺跡内で土木工事等を行おうとする事業主は工事の着手に当たって、規則の定めるところにより届け出なければならない。」

「４　前２項の場合において埋蔵文化財の保護上必要があると認めるときは、市長は、必要な指示を行い、又は適切な処置を講ずることができる。」

連絡先　**・「埋蔵文化財発掘届出書」の書類作成等について**
八尾市 魅力創造部 観光・文化財課　　TEL：０７２（９２４）８５５５（直通）
・「遺構確認調査」「立会調査」の調査日程について
八尾市 魅力創造部 観光・文化財課（埋文担当）TEL：０７２（９９４）４７００（直通）